

## (社)日本口腔外科学会の学術視覚教材資料利用に関する規約

平成12年9月25日施行  
平成16年8月6日一部改正

### (目的)

日本口腔外科学会(以下「学会」という)の会員の作製した学術視覚教材資料(以下、「資料」という)が、他の学会員によって円滑に利用できるように、学会において資料の所在、権利の所在等の情報を明らかにすることによって会員の便宜を図り、その所属する機関での講義の充実、教育効果の向上に資するようにする。

そのために、次のような規約を作成し、学会員はこの規約を遵守するものとする。

### (規約)

1. 学会員が作製した資料については、製作した著作者の所属する施設名を必ず記入する。
2. 資料を作製した学会員(およびその所属する施設)が資料の権利(著作権類似の物質的権利)を所有する。
3. 資料を作製した会員または施設は、その複製物を一部作製し、学会へ無償譲渡するものとする。
4. 学会は、譲渡された資料の複製物を次のように管理する。
  - (1) 学会は資料の一覧表を作成し、その一覧表を会員に配布する。
  - (2) 学会員は、学会の管理する資料の複製物の貸与を受けることができる。
  - (3) 学会は、資料によって紛争が生じた場合、資料の権利者(施設)と協議する。紛争処理のため、権利者(施設)の同意を得て、権利の譲渡を受けることができる。
  - (4) 次の場合、学会員は自由に使用できる。ただし、各大学学部などの機関において、資料の責任者を決める。
    - ア. 国公立大学の歯学部、医学部における学生、研修医に対する講義。
    - イ. 国公立の歯科衛生士学校、看護学校など comedical 教育機関における講義。
    - ウ. その他これに準ずるもの
  - (5) 資料の複製を行う場合には学会の許諾を受け、資料には権利者の所属する施設名を必ず記入する。なお、二次的著作物の作製はこれを禁止する。
  - (6) 資料により、他人への名誉侵害、プライバシー侵害、著作権侵害その他の侵害を惹起した場合、学会は権利施設と連絡し、速やかに資料の使用を中止、回収等の措置をとらせ、善後措置を講ずるものとする。
5. 各大学学部等の機関において、この規約に違反した場合、学会は、資料の使用を認めない。
6. この規約は、平成12年 9月25日から施行する。
7. 平成16年 8月 6日一部改正